

いちき串木野市第2次総合計画

基本構想（案）

（平成29～38年度）

目次

第1部	基本構想	5
第1編	総論	5
第1章	計画策定の趣旨等	5
第1節	計画策定の趣旨	5
第2節	計画の呼称、期間及び区域	5
第3節	計画の性格及び役割	5
第4節	計画の構成	5
第2章	いちき串木野市の特性	6
1.	海・山・温泉などの豊かな自然	6
2.	積み重ねられた歴史と文化	6
3.	東シナ海及び中国・東南アジアに開かれた地理的特性	6
4.	自然・歴史文化・地理的特性に育まれた特産	7
第3章	時代の潮流と本市の現状	7
第1節	時代の潮流	7
1.	少子高齢化の進行と人口減少社会	7
2.	国際化	7
3.	安心・安全への意識の高まり	7
4.	価値観・ライフスタイルの多様化	7
5.	分権社会における自治体運営	7
第2節	本市の現状	8
1.	人口減少・少子高齢化の現状	8
2.	国際化への展開	8
3.	安心・安全の確保	8
4.	コミュニティの活性化	8
第2編	基本構想	9
第1章	いちき串木野市の基本理念	9
第1節	基本理念	9
第2節	将来都市像	9
第3節	基本方針	9
第2章	施策の大綱	9
第1節	市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』	10
1.	コミュニティ	10
1)	市民参画と協働の推進	10
2)	市民自治活動の充実	10
3)	広報・広聴	10
4)	人権尊重・男女共同参画社会の実現	10
2.	行財政	11
1)	効率的・効果的な行政の運営	11
2)	健全な財政の運営	11

3) 広域行政の推進	11
第2節 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』	11
1. 生活環境	11
1) 環境の保全	12
2) ごみ処理の充実	12
3) 水道の安定供給	12
4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実	12
5) 住環境の整備	12
6) 火葬場・墓地の適正な管理	12
7) 消防・防災体制の充実・強化	12
8) 交通安全の充実	13
9) 防犯対策の強化	13
10) 消費生活の充実	13
11) エネルギー対策の推進	13
2. 保健・医療・福祉	13
1) 健康づくりの推進	13
2) 地域医療体制の充実	13
3) 子育て支援体制の充実	14
4) 高齢者福祉の充実	14
5) 社会保障の充実	14
6) 障がい者（児）福祉の充実	14
7) 母子父子福祉の充実	14
8) 地域福祉の推進	14
9) 生活困窮者の自立支援等の充実	15
3 教育文化	15
1) 生涯学習の充実	15
2) 学校教育の充実	15
3) 社会教育の充実	15
4) 地域文化の保存・継承	15
5) スポーツの充実	16
6) 国際交流の充実	16
第3節 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』	16
1. 産業経済	16
1) 農業の振興	17
2) 林業の振興	17
3) 水産業の振興	17
4) 製造業の振興	17
5) 企業誘致	17
6) 商業・サービス業の振興	17
7) 観光の振興	18
8) 食のまちづくりの推進	18
9) コミュニティビジネスの振興	18
10) 海外との経済交流等	18

第4節 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』	18
1. 社会基盤	19
1) 道路・交通網の整備	19
2) 港湾機能の充実	19
3) 海岸・河川の整備	19
4) 公園・緑地の整備	19
5) 住宅の充実	20
6) 市街地の整備	20
7) 都市景観の形成	20
8) 情報通信基盤の整備	20
第3章 市域の構成イメージ	20
第1節 ゾーン別振興方向	21
1. 都市形成ゾーン	21
2. 農と住の調和ゾーン	21
3. 癒しの森ゾーン	22
4. 海洋活カゾーン	22
第2節 交流・連携軸	22
1. 地区拠点の設置	23
2. 地域連携軸の設定	23
3. 広域交流軸の設定	23
第4章 重点プログラム	23
第1節 食のまちプログラム	23
第2節 環境維新プログラム	23
第3節 国際化推進プログラム	24

第1部 基本構想

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

本市は、平成18年度に策定したいちき串木野市第1次総合計画（目標年度：平成28年度）に基づき、将来都市像である「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

この間、少子高齢化の進行と人口減少、国際化や安心・安全への意識の高まり、地方分権や地方創生の推進など、社会経済情勢は転換期を迎え、本市を取り巻く環境も大きく変化してきています。

こうした時代の潮流や行政課題に的確に対応しながら、都市基盤・生活環境の整備、産業・経済の活性化、文化・教育の振興、国際化等、本市の発展と市民福祉の向上を図るため、市民が主役のまちづくりの実現を目的としたいちき串木野市自治基本条例に基づき市民の参画を得て、本市の進むべき方向についての基本的な指針となる「いちき串木野市第2次総合計画」を策定します。

第2節 計画の呼称、期間及び区域

この計画は、「いちき串木野市第2次総合計画」と称し、計画期間は、平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10か年とします。

この計画の対象区域は、いちき串木野市行政区域を原則としますが、計画の策定に当たっては周辺市との広域的観点から関連する圏域についても十分考慮するものとします。

第3節 計画の性格及び役割

この計画は、長期的な展望に立って本市の進むべき方向と目標を示すとともに、これを達成するための施策を明らかにするものであり、次のような役割を担います。

1. 市政の総合的かつ計画的な運営の基本となるものであり、個別又は部門ごとの計画及び諸施策の推進の基準とします。
2. 国・県・関係機関等に対しては、この計画の示す方向と施策について必要な事業の推進と措置を要望し、その実現を期待します。
3. 市民や民間企業に対しては、この計画の示す方向及び施策の推進について理解と協力を得るとともに、その活動を誘導する指針となることを期待します。

第4節 計画の構成

この計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。

(基本構想)

基本構想は、基本理念、本市の将来像、市政推進の基本方針及び施策の大綱を明らかにするとともに、目標年度における市勢の姿を示すもので、いちき串木野市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものです。

基本構想の目標年度は、平成38年度(2026年度)とします。

(基本計画)

基本計画は、基本構想を実現するための施策について、市政の各分野にわたり、基本構想に基づき基本方針及び施策を体系的に明らかにするもので、実施計画の基礎となるものです。

また、基本計画は、市が実施する施策はもとより、国・県及び民間部門に期待すべき施策についても計画するものとします。

基本計画の計画期間は、平成 29 年度(2017 年度)から平成 33 年度(2021 年度)までと、平成 34 年度(2022 年度)から平成 38 年度(2026 年度)までの前期・後期の 5 か年ごとに計画します。

(実施計画)

実施計画は、基本計画に定められた施策を計画的かつ効率的に実施するために必要な事業を明らかにするもので、財源に裏付けされた具体的な計画として、毎年度の予算編成の指針となります。

実施計画は、事業計画と財政計画からなり、計画期間は、毎年向こう 3 か年を期間とするローリング方式で策定します。

第 2 章 いちき串木野市の特性

本市は、豊かな自然や歴史文化など多くの資源と地理的特性を有しており、総合計画においては、これらを踏まえた施策を推進していく必要があります。

1. 海・山・温泉などの豊かな自然

本市は、市街地の西側を東シナ海に、北側と東側を山々に囲まれており、これらの地形がもたらす清らかな地下水や温泉、温暖な気候など豊かな自然に恵まれています。

これら豊かな自然は、私たちに安らぎと健康を与え、持続可能な社会生活を営む上でかけがえのない財産であるとともに、その自然景観は地域の資源であります。

2. 積み重ねられた歴史と文化

本市には、縄文後期に人々が漁労や狩猟をして生活を営み、広い範囲にわたって交流していたことを示す県指定文化財の市来貝塚や、徐福伝説(注 1)とともに、薩摩における山岳仏教の中心地であった冠岳があります。

さらに、江戸時代は陸上交通において九州筋の宿場町として、また海上輸送による物資等の集散地として栄えたほか、明治以降は金鉱業と遠洋まぐろ漁業のまちとして栄えてきたという、これまでに積み重ねられた歴史と、そこから生まれた文化があります。

3. 東シナ海及び中国・東南アジアに開かれた地理的特性

本市は、鹿児島県の薩摩半島の北西部、日本三大砂丘の一つである吹上浜の北端に位置し、東シナ海に面して中国・東南アジアに近いという地理的特性を有しています。そのため、古くは密貿易が行われ、また日本の黎明を告げた薩摩藩留学生渡欧の地であり、東シナ海の豊富な漁業資源を求める沿岸漁業や遠洋まぐろ漁業の母港としての役割を果たしてきました。

4. 自然・歴史文化・地理的特性に育まれた特産

本市には、これまで述べてきた自然、歴史文化、地理的特性に裏打ちされた特産品として、遠洋まぐろ漁業の「まぐろ」、沿岸漁業による「つけあげ」「ちりめん」などの水産加工品、また、清らかな地下水を利用した「焼酎」、温暖な気候がもたらす「みかん」「ぼんかん」「サワーポメロ」「早掘りばれいしょ」などや「ハム製品」があります。

第3章 時代の潮流と本市の現状

第1節 時代の潮流

1. 少子高齢化の進行と人口減少社会

日本の人口は、未婚率の上昇や晩婚化等の流れを背景に、平成20年から総人口が減少する局面に入っており、社会や経済の活力の減退が危惧されています。長期的に人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.07を上回ることが目安となりますが、昭和20年代4.5以上あった出生率は、昭和49年2.07を割り、平成26年には1.46まで低下しています。さらに日本は世界に類のない速さで高齢化が進行し、平成27年の老年人口（65歳以上）は過去最高の3,384万人で高齢化率が26.7%まで上昇し、経済活動の影響だけでなく、社会保障費などの財政負担の増大が見込まれることから、少子高齢化や人口減少を見据えたまちづくりを進めることが求められています。

2. 国際化

情報通信技術や交通ネットワークの発達に伴い、人・モノ・情報などが日常的に世界規模で交流する時代を迎えています。国境を超えた経済活動と在留外国人の増加は、地域社会にもさまざまな形で影響を及ぼすようになっており、国際化を受動的にその影響を受けるのではなく、創意工夫をもってこれらを生かし、生活や経済活動に役立てていく視点が重要になっています。

3. 安心・安全への意識の高まり

近年、地震や大型台風などの大規模な自然災害が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震は、広範囲に甚大な被害をもたらしました。原子力災害についても、原発事故の想定を絡めた防災計画の見直しが進むなど、防災への関心も一層高まっています。また、身近な暮らしの中でも、新型インフルエンザ等の感染症拡大への不安が高まっています。

4. 価値観・ライフスタイルの多様化

今日の社会においては、経済的な豊かさや生活の利便性を追求するだけでなく、主体的で個性的な生き方を通して生活を楽しみ、生活の質を高めることを重視するなど人々の価値観やライフスタイルが多様化しています。

しかしながら、行政や地域が提供する公共的なサービスは、育児や教育、介護などさまざまな分野で、多様化する市民ニーズに応えきれない部分が生じています。また、社会的、直接的な人間関係を敬遠する人も増加しており、近所づきあいや地域活動への参加が減少し、地域コミュニティが希薄化していることが問題として指摘されています。

5. 分権社会における自治体運営

少子高齢化の進行と人口減少社会を背景とした国の地方創生の動きをはじめとして、地方行政がそれぞれの特色特性を生かして、自らの創意と責任により、自治体運営を進めることが求められています。

まちづくりにあたっては、行政だけが全てを担うのではなく、市民や地域、NPO 法人等の市民団体、事業者など、地域社会を構成する多様な活動主体が、それぞれの立場や役割を尊重し、情報を共有しながら、連携・協働して課題の解決に向けて取り組むことが重要となってきています。

第2節 本市の現状

1. 人口減少・少子高齢化の現状

本市の人口は3万人を割り、今後ますます減少していくと予測されています。高齢化率は平成27年度末で33.9%と、3人に1人が老年人口になっており、さらに高齢化が進行していくことが予想されています。また、合計特殊出生率は、平成20年から平成24年のデータで1.55となっており、少子化による人口減少が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、平成37年時点で25,843人と予測されていますが、平成27年10月に策定した「いちき串木野市人口ビジョン」では、若い世代の転入促進や出生数の増加等により、平成37年に27,400人程度の人口維持を目指すこととしています。

こうした中で、若い世代を中心とした雇用の場の確保や安心して子育てできるように、子どもを産み育てる環境の充実を図るとともに、高齢者の地域活動への参加促進や介護支援など、人口減少や人口構造の変化に対応した取組が必要です。

2. 国際化への展開

本市では、現在アジア諸国からの留学生や技術研修生が増加傾向にあり、事業所において貴重な労働力となっています。

また、人口減少に伴う地域経済規模の縮小が懸念されるなか、地元企業が国内だけでなく海外へ販路拡大することは、地域経済を活性化させるチャンスとなっています。国際化の進展のなかで、文化的、経済的交流やインバウンド（※）対応を図りながら、人・モノ・情報の交流を促進し、人材育成や産業の振興につなげることが必要となっています。

※インバウンド…外国人が訪れてくる旅行。

3. 安心・安全の確保

本市では、防災・減災施策の基本である地域防災計画の見直しを継続的に行い、市総合防災訓練の実施や自主防災組織の育成のほか、施設の強靭化などを進めながら、市民の安心・安全に配慮した災害に強いまちづくりに努めています。また、市の全域が川内原子力発電所から30km圏内に位置することから、万一、原子力災害が発生した場合に備え、市民等の避難を円滑に実施するための原子力災害住民避難計画を策定し、防災訓練の実施などを通して、原子力防災の取組を進めています。

今後も市民がより一層安全で安心して生活できるように、地震・津波・台風等、各種災害や感染症への対応も考慮した、施策の充実が必要となっています。

4. コミュニティの活性化

本市では、市民が共同体意識をもって生活する16地区すべてにおいて自治公民館や各種団体等が連携する「まちづくり協議会」が組織され、それぞれの地域課題を話し合い、解決を図るための活動方針や内容等を定めた「地区まちづくり計画」が策定されました。

しかしながら、過疎化が進む地域では、高齢化とともに自治公民館等の維持運営が難しくなっています。

今後、まちづくり協議会においても高齢化や担い手不足等の課題が懸念されるため、人的・財政的支援などに取り組むことが必要です。

第2編 基本構想

第1章 いちき串木野市の基本理念

第1節 基本理念

まちづくりの基本は、市民が愛着と誇りを持って住み続けることができるよう安心・安全、健康に暮らせる環境づくりにあります。

そして、本市に住むすべての人々が、共に支え合える人や地域の輪を広げ、快適な生活空間となるよう自らが取り組んでいく姿こそが魅力となり、人々を惹きつけ、選択されるまちとなります。

本市は、主役である市民が、地域、行政、事業者や団体と一体となって豊かで魅力あるまちづくりを進めていくという方針の下、「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」を基本理念とします。

第2節 将来都市像

子どもから大人まで、市民一人ひとりが、健康で自分らしい生活を送りながら、地域、行政、事業者や団体と協働する環境の下、生涯にわたっていきいきと生きがいと誇りをもって活動し、まちづくりの主役としてが育まれていくことがまちの活力となります。

本市には、積み重ねられた歴史とともに、そこから生まれた民俗芸能や特産品に代表される食など、特色ある文化があり、本市固有の地域資源を受け継ぎながら、新たな魅力を引き出し、活用したまちづくりを進めることが求められています。また、市民が教養を深め豊かな個性を伸ばせる環境づくりが、たくましく生きる力を持った青少年の育成や文化活動が盛んな、文化の薫り高い心豊かなまちを育みます。

一方、本市は、世界の漁場で操業する遠洋まぐろ漁業のまちであり、薩摩藩士が渡欧した英国や姉妹都市である米国サリナス市との交流を図ってきました。国際化が進展するなか、人口減少社会においては地域経済の活性化のために外需を取り込むことも重要となっており、姉妹都市や経済発展の目覚ましい中国・東南アジアをはじめ世界各国との文化や経済の交流を図ることが、国際化に対応する人材の育成や産業の振興につながります。

こうした視点に立ち、基本理念を踏まえたまちづくりを展開していくための目指すべき将来都市像を「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」と掲げます。

第3節 基本方針

将来都市像の実現を図るために、次の基本方針を設定します。

- (1) 市民と行政とのパートナーシップ（※）による「共生・協働のまちづくり」
- (2) 健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」
- (3) 世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」
- (4) 利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」

※パートナーシップ…友好的な協力関係。

第2章 施策の大綱

これらの基本方針に基づく施策の大綱を示し、将来都市像の実現に向けた市政の展開を図ります。

- ① 市民と行政とのパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」

- ② 健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」
- ③ 世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」
- ④ 利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」

第1節 市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

まちは、人によって創られ、人によって発展します。まちづくりを進めるためには、多様な主体が相互にその特性や役割を認識し、尊重し合いながら対等な立場で、共通の目的を達成するために協力していく共生・協働の精神が重要です。

そのため、少子高齢化への対応や環境保全、生活環境の管理といった地域を取り巻く様々な課題に対して、市民一人ひとりが互いに尊重しながら、自らの役割や責務を自覚し主体的にまちづくりに参画するとともに、互いに協働して進めていくことが必要です。

以上のような状況を踏まえ、市民が主役となり地域が主体となったまちづくりを、補完性の原則(※)に基づいて実践していくことで、市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』を目指します。

※補完性の原則…住民の自助・共助で解決できるものは、住民の自主的・自発的活動で解決し、それが不可能な場合に、民間団体や企業が行う。それでも困難な場合にだけ公助として行政が補完・支援を行っていく責任と義務があるという原則。

1. コミュニティ

市民が主役となり、地域が主体となったまちづくりを展開していくために、補完性の原則に基づいたコミュニティの強化を図っていくことが必要です。

そのため、市民は一人ひとりの人権を尊重し、自らの意思と責任に基づき、まちづくり協議会を中心とした市民自治によるまちづくりに努めるとともに、行政は情報の共有化を図り市民自治活動を尊重し支援を行うなど、協働して豊かな地域社会の実現に努めます。

1) 市民参画と協働の推進

市民と行政が協働してまちづくりを進めるため、市民が、まちづくりの主体者として、積極的にまちづくりに参画するように努めます。行政は、行政サービスに関する情報をわかりやすく市民に提供するとともに、公平、公正かつ効率的な市政運営に努め、市民の参画機会の増大を図ります。

2) 市民自治活動の充実

各地区の特性を生かした地域づくりを推進するため、まちづくり協議会を中心とした市民の自主的・主体的な自治活動を支援します。また、拠点となる交流センターの整備に努めます。

3) 広報・広聴

行政情報の市民との共有化を進めるために、積極的な情報提供や広聴活動の充実を図ります。

4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現

一人ひとりの人権が尊重される社会づくりや男女共同参画社会の進展を図るため学習・啓発活動を推進します。

2. 行財政

国・県の補助制度等を効果的に活用しながら、市民の満足度と効率的な行財政運営を両立できる体制づくりが必要です。

そのため、より積極的な行財政改革に取り組むとともに、多様化・高度化する市民の需要に応えられる質の高い行財政の構築を図ります。

1) 効率的・効果的な行政の運営

社会情勢の変化や行政課題に迅速かつ的確に対応できるように、効率的な行政機能の改善・充実に努めます。

そのため、組織機構の見直しや事務事業の再編・整理、民間委託等の活用により、計画的な定員適正化に努めるとともに、職員の意識改革を行い、職員研修や人事管理等を含めた人材育成を推進します。

2) 健全な財政の運営

市町村合併に対する支援措置が縮減する中、持続可能な地方自治体として存続していくため、財源の積極的な確保に努めます。また、事務事業等の見直し、公共施設の適正化などの行政改革を推進することにより、健全財政の確立を図ります。

3) 広域行政の推進

高速交通体系の進展や高度情報化の急速な発達にともなう日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・多様化に対応するため、連携中枢都市圏等の広域行政の推進を図り、一体的な振興発展に取り組みます。

第2節 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史的な資源を数多く有しています。また、様々な文化的活動や活発な国際交流、特色のある教育・文化に関する活動や環境が充実しています。これらの生活環境を維持しつつ、さらに磨き上げ、自然と調和した質の高い生活空間の整備を図っていくことが必要です。また、人々が安心して暮らすには、健康づくりや医療、福祉の充実が欠かせないもので、市民生活の身近な場所で健康づくり活動を実践できる環境を整えながら、地域で支える福祉社会の実現に向けた取組を進め、生涯を通じて健康で充実した市民生活が送れるようなまちづくりを進めることが必要です。

以上のようなことを踏まえ、本市においては、豊かな自然環境が生活環境にうまく活用され、教育・文化や保健・福祉の環境が充実したゆとりとうるおいに満ちた生活空間の中で、都市的な利便性を同時に感じられるよう、健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』を目指します。

1. 生活環境

本市は、海・森林・河川などの自然環境に恵まれており、これらの自然環境は本市の市民生活や産業等に大きく貢献していることから、今後のまちづくりを進めるうえで生活環境や産業振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。

そのため、環境と共生するライフスタイル(※)づくりを目指すとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道の普及など自然環境保全に向けた取組を強化します。

また、地下水による良質な水の安定供給を図るとともに、水質の安全性の確保にも十分に配慮していきます。
さらに、住宅地などにおける治安対策や消防・防災体制の充実、公園・緑地の整備、環境美化活動などを進め、美しく快適な街並み、良好な住環境の整備に努めます。

※ライフスタイル…生活様式。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方。

1) 環境の保全

本市の持つ海岸線や森林・河川などの自然環境の保全や監視活動を強化するとともに、環境学習機能の整備充実を進め、市民の自然環境への意識の向上を図ります。

2) ごみ処理の充実

環境問題に対する市民の意識の高揚を図るとともに、各家庭・事業所などから排出される一般ごみの発生の抑制、減量やリサイクル等の再資源化を積極的に進め、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取組を推進します。

3) 水道の安定供給

水道事業の効率化及び災害に強い施設整備を推進し、経営安定と安全な水の安定供給を図るとともに、関係機関と連携し水源涵養林としての森林の保全に努めます。

4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

自然環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置促進や下水道、漁業集落排水施設の普及のほか、災害に強い施設整備に努めます。また、し尿及び浄化槽汚泥は、循環型社会に適合した適正な処理を行います。

5) 住環境の整備

自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、民間活力による宅地等の開発に努めます。あわせて、公園・緑地については、防災面や憩いの場の創出のために、水や緑などの資源を生かしながら、子育てや高齢者の交流の場となるように整備を進めます。また、空き家の対策を進め、住環境の整備に努めます。

6) 火葬場・墓地の適正な管理

火葬場については、引き続き適切な管理運営に努めます。また、墓地については、環境整備を進めるとともに、適切な管理に努めます。

7) 消防・防災体制の充実・強化

火災、地震、津波、風水害、その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、常備消防及び消防団の消防力の向上を図るとともに、自主防災組織等の関係機関と情報共有するなど緊密な連携を保ち、体系的な消防・防災体制を構築します。このため、石油貯蔵施設立地地域における交付金制度等を有効活用して、施設等の整備を行い、消防・防災体制の充実・強化を図ります。また、併せて川内原子力発電所に対する原子力防災対策の充実を図りま

す。

8) 交通安全の充実

交通事故等を未然に防止するため、関係機関との連携を図りながら、交通安全対策を強化するとともに、子どもや高齢者を中心に交通安全に対する教育・普及活動を充実します。

9) 防犯対策の強化

犯罪を未然に防止するため、防犯対策を強化するとともに、市民相互による見守り体制などの構築を進めます。また、防犯灯設置や各地区での防犯体制づくりを支援するほか、防犯に対する教育・普及啓発活動に取り組みます。

10) 消費生活の充実

消費生活については、消費者苦情等に対する相談体制を充実するとともに、消費者情報の提供などの取組を推進します。

11) エネルギー対策の推進

地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の排出量を抑制するため、地球環境に与える負荷の小さい太陽光・風力などの自然エネルギー・新エネルギー(※)の導入促進や、省エネルギー対策に市民・事業者・行政が一体となった取組を進めます。

電力システム改革に即して設立した地域新電力事業が中心となって、公共施設・一般家庭・事業所への公共エネルギーサービスや再生可能エネルギーの拡充などを展開し、エネルギーと産業おこしを組み合わせ環境維新のまちづくりを推進します。

※新エネルギー…太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、バイオマス発電など、これまでの火力・水力・原子力等に代わる地球環境への影響の小さいエネルギー（動力）。

2. 保健・医療・福祉

少子高齢化の進行や健康への関心が高まる中で、高齢者、障がい者、児童を含むすべての市民が、健康で自立した生活を送ることができるまちづくりを進めることが必要です。

そのため、各地区で健康づくりに取り組める支援を行うとともに、子育て支援体制の充実や在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化を進め、各年代・世代に応じた保健・医療・福祉施策を推進します。また、保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保、社会福祉団体やボランティア団体の育成・充実に努めます。

1) 健康づくりの推進

市民が主体的に健康づくりに取り組めるような意識啓発を図り、健康寿命の延伸を目指します。また、各種検診等の充実を図り、健康保持や疾病等の予防のほか、心の健康づくりに努めます。

2) 地域医療体制の充実

地域医療の充実を図るため、保健・医療・福祉の連携を図り、市民が安心・安全な日常生活を営むことができる

医療体制の整備に努めます。

また、いつでも、迅速で質の高い医療サービスを受けることができるよう、救急医療体制及び休日・夜間の医療体制の維持を図ります。

3) 子育て支援体制の充実

子どもを安心して産み育てられる環境をつくるため、経済的負担の軽減や相談体制のほか、多様なニーズに合わせた保育体制の充実に努めます。

また、児童虐待の早期発見や相談支援体制の充実・強化に努めます。

4) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域において、健康でいきいきと安心して生活ができるように、生活支援対策や生きがい対策、家族介護支援対策の充実に努めます。

また、バリアフリー化の推進や見守り体制を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進め、社会参加の促進に努めます。

5) 社会保障の充実

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の安定的な運営に努めるとともに、保健事業や介護予防事業を推進し、医療費等の抑制に努めるとともに、各関係団体・機関等と連携し、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

また、国民年金については、年金制度の普及啓発に努めます。

6) 障がい者（児）福祉の充実

障害の有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、誰もが安心して日常生活や社会生活を営めるよう、市民がお互いに助け合い、支え合う地域福祉の推進を図るとともに、各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めます。

また、公共施設をはじめ公共性の高い施設などのバリアフリー化を促進します。

7) 母子父子福祉の充実

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援・経済的支援など、子どもとともに健全な生活を営むことができるように、総合的な支援対策に努めます。

8) 地域福祉の推進

市民が共に助け合い、支え合う地域福祉を推進するため、市民による相互扶助の体制整備を促進するとともに、福祉団体やボランティア団体等の育成、支援及び人材育成に努めます。

災害時においては、要配慮者に関する情報を関係機関が共有し、避難時の支援体制の強化に努めます。

9) 生活困窮者の自立支援等の充実

生活困窮者自立支援制度の機能充実を図り、生活困窮者について早期に支援を行い自立の促進に努めます。
生活保護受給者の個々の状況に応じた支援を関係機関と連携しながら取り組み、自立の促進を図ります。

3 教育文化

他人を思いやり、生命や自然を大切に作る心など豊かな心を持ち、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできる力が求められています。

このことから、本市では「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指します。

1) 生涯学習の充実

市民がいつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって学び、その成果を地域社会等で生かすことのできる生涯学習社会の実現を図るとともに、学校や公民館など生涯学習の拠点となる施設・設備の充実を図ります。

2) 学校教育の充実

確かな学力をもち、心豊かで心身共にたくましい児童生徒の育成を目指し、家庭や地域と一体となった学校教育を推進します。また、学校運営協議会制度を導入し、地域と共にある学校づくりや小中一貫教育を柱とした幼・小・中・高間の連携教育を推進し、各校種間のスムーズな接続を目指します。さらに、特別支援教育の充実を図ります。

教育環境については、学校施設の計画的な改修や社会状況の変化、多様な学習活動等に対応した質的な整備を図るとともに、地域との交流や施設の効率的な活用の観点から、地域生涯学習拠点としての学校施設の利用促進を図ります。

学校給食については、安心・安全で栄養バランスのとれた食事の提供や地場産物の活用、食育の推進に努めるとともに、新学校給食センターの整備を図ります。

3) 社会教育の充実

学校・家庭・地域社会や社会教育関係団体等が相互に連携しながら、家庭や地域の教育力の向上を図るための学習機会の充実に努めます。

また、本市において昔から引き継がれている教育的資源を生かしながら、ふるさとを愛する心、豊かな心を備えた夢と志をもった青少年を育成するため、学校・家庭・地域社会が一体となった取組を推進します。

4) 地域文化の保存・継承

有形・無形文化財の保存継承活動に対する支援を強化するとともに、郷土の歴史や文化の学習、様々な文化活動などを気軽に実践できる環境づくりに努めます。

5) スポーツの充実

「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツやレクリエーション活動に親しみ、生涯にわたる健康づくりとスポーツ活動を一体として推進するとともに競技団体等との連携を深め、各種スポーツの普及、競技人口の拡大及び競技力の向上を図るなど、生涯スポーツの振興に努めます。

また、総合体育館、多目的グラウンド、庭球場及びパークゴルフ場などの更なる利用促進に努めるとともに、各種競技大会やイベントの開催、県内外からのスポーツの誘致を推進します。

6) 国際交流の充実

昭和54年(1979年)から交流が続いている姉妹都市米国サリナス市とは、交流のさらなる発展を進めるため、2世3世等新世代との連携を図ります。また、中国・東南アジアとの交流促進を積極的に図り、特色のある交流を進めます。

国際化に対応して、人材や団体の育成など国際交流の基盤を強化してすそ野の広い交流活動を推進するとともに、留学生などの外国人にとっても便利で暮らしやすいまちづくりを目指します。

第3節 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』

農林水産物をはじめ食品加工品、観光サービスなどを包括的に支援する地域ブランドの確立は、それぞれの産業の競争力や付加価値を向上させるために有効な手段で、今後のまちづくりにとって非常に重要です。

これまで、農林水産業や食品関連産業を中心に産業振興が図られていますが、近年、都市間競争、地域間競争の激化とともに、産業構造や消費者の需要の変化、後継者問題や経済の国際化の進行などにより、競争力のある産業として、どのように維持・発展していくかが課題となります。

そのため、これまで育まれた産業の振興を図ることに加え、観光面への活用を進めることによる従来の産業のさらなる高付加価値化を図ると同時に、異業種間や産学官の連携などにより、地域に根ざした新たな産業の育成・誘致につなげることが必要です。また、串木野港の開港を目指した取組をさらに充実させ、交通体系に優れている高い利便性を生かした物流拠点基地化を進めることによって、貿易関連企業の育成・誘致などの産業の活性化を図ることが必要です。

以上のような状況を踏まえ、産業振興の方向として、食品関連産業を中心とした産業群を形成していくことによって、世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』を目指します。

1. 産業経済

本市の持続的な発展を支え、いきいきとしたまちを創出するためには、産業の活性化が不可欠です。また、多種多様な就業機会を確保することは、定住人口の維持・拡大のための重要な条件でもあります。

そのため、食のまちづくりの推進を図りながら、農林水産業の高度化・高付加価値化の推進や地域資源を生かした観光・交流活動の促進を図り、これに連携した各種産業の振興のほか、地産地消の取組等を展開していきます。

また、新たな産業構造や雇用の創出、労働力の確保を図るため、企業誘致や海外との経済交流等を推進していきます。

さらに、海洋資源の活用や新しい農産品の開発などによる新しい産業の育成を目指した取組を進める一方で、地域に密着したコミュニティビジネス(※)の育成に努めます。

※コミュニティビジネス…地域で今まで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を活かし、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、ビジネスとして成立させていくこと。

1) 農業の振興

安心・安全で、新鮮な食品に対する需要に対応するため、減農薬や有機栽培など環境保全型農業の普及を図っていくとともに、新しい製品の開発など農業と食品製造業などとの連携強化により、付加価値の高い農業の展開を図ります。

また、生産体制の強化のため、基盤整備や農地利用集積等を進めながら、地域の共同活動の支援や、後継者、新規就農者の確保・育成に努めます。

2) 林業の振興

森林の持つ国土保全、水源涵養等の多面的機能を守るため、適切な森林整備施業に不可欠な地域活動を支援するとともに、林道等の整備を進め、生産コストの削減や高性能林業機械の活用、就業環境の改善及び労働力の確保等に努めます。

また、木材生産の拡大や所得の向上を図るとともに、伐採後の再生林や、治山事業の導入など災害に強い山林の整備に努めます。

さらに、森林の優れた多面的機能を生かした森林公園等の整備を推進し、森林・林業に対する理解がより深まるように努めます。

3) 水産業の振興

持続的・安定的な漁業生産を実現するため、魚礁の設置や種苗放流などつくり育てる漁業を推進するとともに、水域環境の保全や漁港整備、沿岸漁業者の育成など沿岸漁業の振興を図ります。

遠洋まぐろ漁業は、経営安定のために業界や関係機関と連携した取組を行うとともに、串木野漁港のまぐろ漁業母港基地化を推進します。

また、農商工等連携や6次産業化により水産物の付加価値の向上を推進します。

4) 製造業の振興

情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上の取組を支援します。

また、第1次産業との連携を強化していくために、異業種間及び産学官の連携を進めるとともに、高校や大学などとの共同研究の仕組みづくりを図ります。

5) 企業誘致

西薩中核工業団地は、臨海型企业等の新規誘致を図り、地域雇用の創出に努めます。特に、地域のブランド化を進めるための農林水産業に関連する加工品等産業や港湾を活用するための貿易に関連する製造業等の企業の立地促進対策を積極的に進めます。

また、内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。

6) 商業・サービス業の振興

地域密着型サービスの展開を促進するとともに、観光産業との連携を強化することによる集客力の向上を目指します。

また、観光や特産品などに関する情報発信、販売促進機能を有して、総合的な役割を担う組織を設立するととも

に、施設の管理運営・企画等を積極的かつ柔軟に対応できる仕組みづくりを支援します。

7) 観光の振興

本市の有する美しい自然や固有の歴史・文化などの観光資源化を積極的に進め、魅力ある観光地づくりを進めます。

また、イベントや祭りを活用した参加型の観光客誘致を進めるとともに、農業や水産業の体験型観光資源や、さらには焼酎製造業や水産加工業などの製造過程も観光資源として生かし、様々な需要に対応できる体制づくりを進めます。

さらに、本市周辺の観光地とも連携を深め広域的な観光振興を図るとともに、スポーツ合宿の誘致を積極的に進め交流人口の拡大を図ります。

併せて、外国人旅行者の誘客を図るための受け入れ体制の整備を進め、誘客宣伝活動を図ります。

8) 食のまちづくりの推進

本市は地理的特性を生かした農林水産業や、これらと連携した食品関連産業など「食」を特色としたまちづくりを進めています。

特産品であるまぐろ、つけあげ、ポンカンなどの付加価値向上による産業の振興をはじめ、福祉及び健康の増進、観光及び交流などの取組を包括的に支援し、市民・事業者・行政が一体となった地域の活性化を図ります。

9) コミュニティビジネスの振興

市民生活を支える様々なサービス需要の高まりに対応した、地域に根ざした多種多様な形態の地域密着型ビジネスの育成を図り、市民生活の利便性向上及び雇用の場の確保を目指します。

10) 海外との経済交流等

本市に生活するアジア諸国からの語学留学生や技術研修生の生活支援を行うことにより、労働力の確保を図るとともに、地域コミュニティとの繋がりを重視した市民参加型のプロジェクトにより、地域に根付いた国際交流につなげます。

また、アジア諸国との地理的優位性を生かし、事業者に対し貿易商談会等への参加を呼びかけ、経済交流を促進します。

第4節 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

これからのまちづくりは、日常生活圏に様々な都市機能を集積するいわゆるコンパクトシティを進め、まちの活力を保持していくと同時に、近郊の緑地や農地の保全を図っていくという考え方が進んできています。

本市は、国道3号沿いに市街地が形成され、また、南九州西回り自動車道や鉄道など広域交通の利便性が高いまちとして、ウッドタウン団地、市来小城団地や土地区画整理等により新たな住宅地が確保されるなど、定住促進に向けた取組が進められています。しかしながら、人々に“選択される”まちを創造していくことが必要であり、利便性が高く快適な生活・交流空間を整えていくことが重要です。

そのため、環境負荷が少なく、自然環境と調和し、人・モノ・情報が循環し、地域のコミュニティが持続する都市構造を目指していくことが求められます。

以上のようなことを踏まえ、日常生活圏の中に効率的でかつ利便性の高い都市づくりを進める考え方のもと、市街地の無秩序な開発による拡大の抑制や公共交通機関の充実を図ります。また、通過交通が市街地をできる限り通らない道路ネットワークの整備を進めるとともに、ユニバーサルデザイン（※）と環境に十分配慮した、利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』を目指します。

※ユニバーサルデザイン…障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

1. 社会基盤

本市が着実に発展していくためには、市民生活や産業振興の基盤となる社会基盤の整備を進めていくことが重要です。

そのため、道路・交通網については、産業活動とともに、市民の生活を支える重要な基盤であるという認識を持ち、効果的な整備を進めます。また、海岸や河川等については、安全性の確保の観点からの整備を進めます。さらに、市街地については、市民の日常的な買い物や交流の場としてだけでなく、観光・レジャーの拠点としても重要な役割を持っており、美しく快適な街並みの整備をはじめとした、本市の顔となる魅力ある空間の整備を進めていきます。情報通信基盤については、市民生活や産業に不可欠の基盤となっていることから、その効果的な整備を進めます。

1) 道路・交通網の整備

市内における道路・交通網の整備は、地域間を結ぶネットワーク道路を整備し市民の一体感の醸成に向けた交流、円滑な移動の実現をめざすとともに、市街地部の老朽化した側溝及び舗装の改修を行います。また、通勤・通学及び観光客の利便性を向上させるために、国道・県道の整備について促進してまいります。

鉄道については、引き続き複線化の実現に向けた要請をしていくとともに、通勤・通学の利便性向上のための要請を進めます。

2) 港湾機能の充実

中国・東南アジア諸国に対する交易拠点として、港湾施設の整備を図り、港湾利用の促進に努めます。

また、外航船が直接入港できるよう関税法に基づく開港指定に向けた取組や貿易関連企業の育成・誘致を促進します。

さらに、甌島への玄関口である串木野新港の港湾施設の整備を促進し、甌航路の利便性の向上を図ります。

3) 海岸・河川の整備

台風や冬季風浪に伴う海岸災害から海岸背後地を守るため、海岸保全施設の整備を図るとともに、生態系や景観に配慮した良好な海岸環境の保全に努め、河川の安全性を確保しながら河川のもつ機能を生かし、整備を図ります。

また、農業用水などの安定確保のため、溜池・堰・用水路等の整備を進めるとともに、土石流等の土砂災害から人命・財産を守るため、砂防施設の整備を進めます。

4) 公園・緑地の整備

市民のレクリエーションと憩いの場としてコミュニティ形成のための重要な役割を果たしています。市街地に潤いを与え、美しく快適な街並みを形成するため、公園・緑地の整備を進めます。

5) 住宅の充実

快適な市民生活の基本的要素であり、長期にわたり地域の環境、安全、文化、景観等の重要な要素となります。そのため、住宅の基本性能の向上を図るため、建替えや改修等を促進し、耐震性が確保された安全で良質な住宅の形成に努めます。

また、これからの高齢化社会のなかで、障害のない豊かな生活のできる住まいづくりや、環境や省エネルギーに配慮した住まいづくりを促進します。

さらに、多様化する需要に対して、多彩な住宅の供給が行われるよう情報の提供等を行います。

6) 市街地の整備

市民の日常的な買い物や交流の場として歩いて楽しめる、美しく快適な街並みの整備を進めます。また、都市交通の円滑化や快適な住環境の創出、駅周辺の整備による交通結節点の機能強化など、計画的な市街地の整備を進めます。

7) 都市景観の形成

創造性豊かで周辺環境にも配慮した景観整備を行い、地域特性を生かした都市景観の形成に努めていくとともに、歴史的・文化的雰囲気にあふれた都市景観の保全・再生・活用を進めます。

また、雄大な自然環境との一体感をもった共生空間や市民を主体にした幅広いコミュニケーションの場を整備します。

8) 情報通信基盤の整備

情報セキュリティの強靱化や電子申請システムの充実など情報処理システムの充実・改善及び地域公共ネットワークの充実等による行政事務の効率化を図りながら、行政情報化を進めます。

また、各種申請など情報通信技術を活用した公共サービス、観光施設や避難所等での通信施設の整備を進めます。

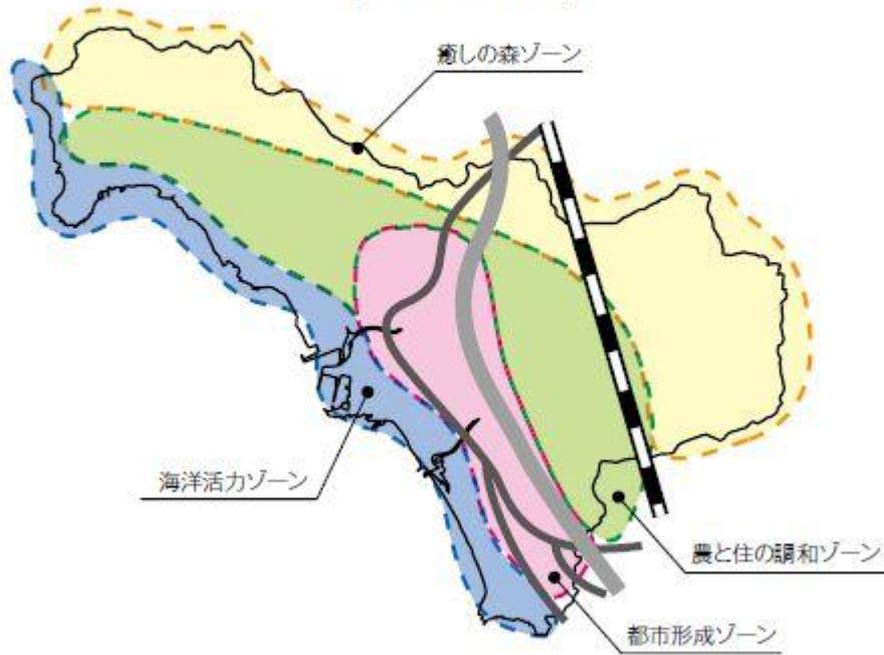
さらに、高速通信の環境整備が遅れている地域において、改善を図ります。

第3章 市域の構成イメージ

本市の持つ地勢を生かして均衡ある発展をめざすため、4つのゾーンに分け振興を図ります。

また、人やモノの活発な交流・連携を促進するために、「交流・連携軸」を設定します。

【ゾーニング図】



第1節 ゾーン別振興方向

1. 都市形成ゾーン

このゾーンは、市街地が南北に延びる国道3号線に接して形成されており、行政機能や商業、教育、医療などの都市機能が集中していることから、今後も、行政、経済、観光の中心地としての役割が期待されます。一方で、商店街においては駐車場不足が深刻な問題となっているとともに、市民や来訪者が楽しみながら歩ける環境であるとは言い難く、以前ほど賑わいは見られない状況にあります。

そのため、本市の中核地域としての魅力と賑わいを再生し、市民の利便性向上はもちろんのこと、観光客などに対しても訪問しやすい環境を整えていくことが必要となります。

そこで、このゾーンを「都市形成ゾーン」と設定し、市街地の中の通過交通をできる限り抑制する方向での道路・交通ネットワークの形成を図る一方で、駐車場の整備や良好な歩行空間の整備を進め、景観や環境に配慮した、快適で美しい市街地の形成を図ります。

2. 農と住の調和ゾーン

このゾーンは、ポンカンやサワーポメロなどの果樹生産をはじめとする農業が基幹産業となっています。また、高い生産技術に裏打ちされた珍しい果樹等の生産も進みつつあり、若い農業者も育ってきています。

さらに、市来農芸高校との連携を強化し、農産物の高度利用による高付加価値化産業への脱皮が求められています。

一方、居住空間と農業生産の場が混在した地域であり、周辺環境に配慮した農業生産を行っていくことが必要です。また、住宅地と近接していることにより、農産物直売所などを都市農村交流の拠点施設並びに地産地消の拠点と位置づけた振興を図っていくことも必要です。

そこで、このゾーンを「農と住の調和ゾーン」と設定し、農業のさらなる高付加価値化を図るとともに、農業と居住空間が調和した環境づくりを進めていきます。

また、スローライフ(※)やスローフード(※)などへの多様な需要に対応する農地付き住宅の整備や農村部の空き家対策を進めることにより、定住人口の増加を目指し、住み良い居住空間づくりに努めていきます。

※ スローライフ…スピードや効率を重視した現代社会とは対照的に、ゆったりと、マイペースで人生を楽しもうというライフスタイル。

※ スローフード…食生活を見直そうとする運動。伝統的な食材や料理を守り、質の良い食材を提供する小生産者を保護し、消費者に味の教育を行う。イタリアで始まった運動が世界的に広まった。

3. 癒しの森ゾーン

このゾーンは、冠岳や観音ヶ池周辺をはじめとした豊かな森林資源を持つ自然環境に優れた地域です。森林資源は、多面的、公益的機能を有し、豊富な天然地下水を育む水源涵養林として、また魚などを育てる魚つき林(※)としての機能を果たすなど、下流域の生活環境や本市の水産業にとっても重要な役割を担っています。さらに、徐福伝説や様々な史跡など古代から現代までの歴史や文化を伝える重要な地域でもあります。

また、このゾーンは、串木野ダムや市来ダムの周辺に親水機能を有しており、市民や来訪者に対する「癒し」の空間としての整備も期待されます。

そこで、このゾーンを「癒しの森ゾーン」と設定し、林業の振興とともに、森林のさらなる保全を図り、このゾーンが有している歴史や文化を実感できる観光の振興を図ります。また、市民による環境への取組に対する様々な施策や環境意識の醸成などに努めます。

※ 魚つき林…海岸部に存在する森林ばかりではなく、生態系としての森と海のつながりという観点から森林の機能が再認識されていることから、広い意味で河川上流部の森林を「魚つき林」としている。

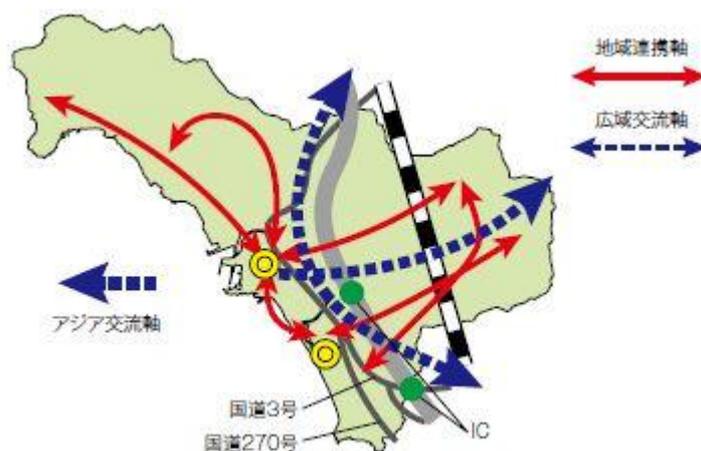
4. 海洋活力ゾーン

このゾーンは、資源豊かな外洋、良好な漁場や漁港を有しており、本市の水産業の拠点地域としてのさらなる振興が期待されます。また、吹上浜や変化に富んだ海岸線や海産物等の海洋資源、温泉資源を持ち、市民の憩いの場として、釣りやマリンレジャーを中心とした観光の場として活用されています。さらに、串木野新港においては、甌島住民が安定したアクセス航路として欠かせない機能を持っているとともに、隣接する西薩中核工業団地は広い敷地を有しており、港湾機能の充実及び活用によって、企業立地の推進が図られることにより大いなる飛躍が期待されます。

そこで、このゾーンを「海洋活力ゾーン」と設定し、美しい海岸線の保全を図ると同時に、漁業振興や企業立地、物流拠点基地化や観光振興に積極的に取り組んでいき、本市における産業拠点として、本市の経済を牽引していくとともに、地域の雇用拡大に努めます。

第2節 交流・連携軸

【都市構造概念図】



1. 地区拠点の設置

市民の利便性を確保するとともに、各地区の個性や文化を守り育てながら、活用していく地域づくりを推進するために、16地区の交流センターを拠点として、市民の積極的な自治活動を促進します。

2. 地域連携軸の設定

地域を相互に連携し、串木野新港から串木野インターチェンジ、各地区間及び各地区から幹線道路を連結する道路を「地域連携軸」として設定します。

地域連携軸の中に、本市内の観光資源をつなげ、相乗効果を発揮させる道路として、「観光連携ライン」を設定します。

「地域連携軸」やネットワークなどを活用して、生活、医療、福祉、産業面における地域間交流を促進し、本市全体の連携を強化します。

3. 広域交流軸の設定

薩摩川内市方面や鹿児島市方面、鹿児島空港方面へと広がる広域的な交流・連携を強化する軸として、南九州西回り自動車道、国道3号、国道270号、県道、甕島航路等及び鉄道を「広域交流軸」と位置づけます。

南九州西回り自動車道の早期整備を要請するとともに、串木野新港からのアクセス道路を整備し、安全で効率的な輸送を可能とするよう努めます。

串木野新港を物流拠点基地と設定し、中国及び東南アジア地域との交流・連携を強化する軸として、「アジア交流軸」を設定します。

第4章 重点プログラム

今後10か年のまちづくりとして、特に重点的に取り組むべき施策を『重点プログラム』として整理しました。

第1節 食のまちプログラム

地理的特性を生かした農林水産業や、これらと連携した食品関連産業など「食」を特色としたまちづくりを進めています。地域の資源である「食」を活用し、地域の活性化や生活の向上を目指し、市民・事業者・行政が共通した認識のもとに主体的に参画し、共同して取り組む持続可能なまちづくりを展開することが重要となっています。

そのため、産業の振興、福祉及び健康の増進、教育及び伝承、観光及び交流、環境の保全、安全で安心な食のまちづくりなど包括的に支援し、市全体が一体となった地域の活性化に向けた取組・情報発信を進めます。

主な取組としては、農林水産業者が6次産業化を目指し、2次・3次産業との連携によるブランド化、高付加価値化に向けた取組の支援を行います。また、市外・海外へのPR・販路拡大に努め、産業全体の底上げや地域の特産品の知名度の向上に取り組めます。さらに、食のまちづくりネットワークに参加するなど、他市町村との連携により、相互の経済の活性化を促進します。また、安心・安全な食材の普及、食を利用した健康づくり、食の大切さを知る食育の推進に努めます。

第2節 環境維新プログラム

多様なエネルギー源の確保や環境への適合の面から新エネルギーや省エネルギーの必要性が高まっており、公共施設・一般家庭・事業所が一体となって環境に負荷の少ないエネルギーの導入と省エネルギーに取り組む必要があります。

これまで、西薩中核工業団地を中心に太陽光発電の設置促進等に取り組んできており、また、電力システム改革により、民間と行政が共同して設立した地域新電力事業を中心として、公共施設・一般家庭・事業所への電力供給とともに再生可能エネルギーの拡充を図り、エネルギーと産業おこしを組み合わせ環境維新のまちづくりを推進します。

新エネルギーでは、太陽光発電・洋上風力発電・バイオマス発電などの導入促進及び電力や熱を工業団地や農林水産業に活用する地産地消型の取組により経済活性化を図ります。省エネルギーでは、地球温暖化対策として電気自動車などの次世代自動車の導入促進や一般家庭向け・事業所向け・工場向けのエネルギーマネジメント機器の導入促進による地域全体の省エネルギー化を行うスマートシティ化を検討します。また、蓄エネルギーでは、災害時への対応強化として、蓄電池の導入促進により市民生活の安心・安全及び利便性向上を図ります。

第3節 国際化推進プログラム

これまで、米国サリナス市と姉妹都市盟約を結び、交流のさらなる発展を図ってきました。引き続き、姉妹都市と交流を進めていくことや、近年経済発展が目覚ましい中国・東南アジアと交流を図ることは、国際化に伴う人材の育成、産業の振興を図る上で非常に重要です。

現在、市内にはアジア各国からの留学生が滞在し、学業以外にも市内事業者との連携を深めています。今後は、国際化に向けた人材及び団体の育成や英語のまちづくりの推進など、国際交流の基盤強化に取り組み、外国人にとっても、暮らしやすいまちづくりに努めます。そして、これらをベースに単なる経済交流だけでなく人と人とのつながりにより、市民・事業者・行政が協働し国際化を目指します。

さらに、産業の面では、市内事業者が行う海外展示会への出展などの販路開拓を支援し、官民連携で取り組むことで、これまで積み上げてきた食のまちづくりに加えて、串木野新港の利用拡大等のステップアップ、将来的な開港促進の基盤づくりを図り、人・モノ・情報が行き交う世界に拓かれた国際色豊かなまちづくりを進めます。